

令和6年度

三八の教育

青森県教育庁 三八教育事務所

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7

電話 0178 (27) 4521、(27) 5130

FAX 0178 (27) 2847

E-mail E-SANPACHI@pref.aomori.lg.jp

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/38-zimusyo-home.html>

目 次

新しい時代を主体的に切り拓く人づくりのために	三八教育事務所長	2
I 青森県教育委員会の当初予算の概要(ポイント)		3
II 令和6年度学校教育指導の方針と重点		4
令和6年度社会教育行政の方針と重点		6
令和6年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点		7
令和6年度文化財保護行政の方針と重点		8

【 学 校 教 育 】

I 令和6年度学校教育の年頭提言	10
II 令和6年度学校教育の指導の方針と重点	
〔1〕指導の方針	11
〔2〕指導の重点	
1 授業の充実	13
2 道徳教育の充実	16
3 特別活動の充実	18
4 体育・健康教育の充実	20
5 生徒指導の充実	23
6 キャリア教育の充実	26
7 特別支援教育の充実	28
8 環境教育の推進	30
9 国際化に対応する教育の推進	32
10 情報化に対応する教育の推進	34
11 研修の充実	36
12 複式教育の充実	38
13 幼稚園教育の充実	39
III 指導の体制	
〔1〕指導の形態・組織	42
〔2〕指導の実施要項	42
1 計画訪問	42
令和6年度学校訪問における話合いの具体的項目	44
2 要請訪問Ⅰ	45
3 要請訪問Ⅱ	45
〔3〕研修計画書、研修実施報告書の提出	46
〔4〕自主発表会	46
〔5〕三戸郡教育振興会委託研修関係	46
IV 教育指導参考資料	
〔1〕「生きる力」「確かな学力」「基礎・基本」「基礎学力」について	48
〔2〕学習指導案の作成について	50
〔3〕複式指導における「ずらし」と「わたり」	62
〔4〕キャリア教育で培いたい資質、能力、態度	64
〔5〕「校長及び教員の資質の向上に関する指標」及び「青森県教職員研修計画」について	66
V 各種手続等	
〔1〕「生徒指導及び事故等に関する報告・派遣について」「生徒指導推進要綱」	73
〔2〕特別非常勤講師の制度と活用について	75
〔3〕特別支援教育巡回相談員制度について	77
〔4〕欠席届について	79
〔5〕令和6年度研究委託校(指定)	80
〔6〕令和6年度三八管内研究大会	80
VI 令和6年度学校教育主要事業一覧	81
VII 令和6年度三八教育事務所関係提出書類・報告事項等一覧(学校教育関係)	83

【 社 会 教 育 】

I 令和6年度社会教育の年頭提言	86
II 令和6年度社会教育の方針と実践の重点	
〔1〕方針	87
〔2〕実践の重点	
1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成	88
2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成	90
3 生涯を通じた学びと社会参加の推進	91
4 社会教育推進のための基盤整備	92
5 地域スポーツの推進	94
6 文化財の保存と活用	96
III 令和6年度社会教育主要事業一覧	97
【資料】令和6年度社会教育の年頭提言と方針の関連図	99

【 総 務 課 関 係 】

学務関係	102
------	-----

【 資 料 編 】

【三八管内小中学校・市町村教育委員会等一覧】	108
【三八教育事務所機構図・事務分掌】	114

新しい時代を主体的に切り拓く人づくりのために

三八教育事務所
所長 高井 和紀

管内各学校においては、子どもたちの「生きる力」を育むために、特色ある教育活動を展開しています。社会教育においては、学校・家庭・地域の連携・協働による地域の活性化や郷土に誇りを持つ取組が進められております。各学校並びに関係諸機関の皆様方には、それぞれの目標の達成に向けて取り組んでおられることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、学習指導要領では、子どもたちが未来の社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の確実な育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を求めています。また、子どもたちに求められる資質・能力について社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」の実現も重視されております。さらに、各学校の実情等を踏まえて、学校の教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成、実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」に努めることも求められております。

そのような中、青森県教育委員会では、新たな教育大綱及び青森県教育振興基本計画の策定を進めるとともに、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」に掲げる政策の一つである「あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革」に力点を置いた予算を編成し、様々な施策に取り組んでいるところであり、その概要（ポイント）は、次のとおりです。

○ 地域とともに学び育つあおもりの教育の推進

1 こどもたちの学びのアップデート

「学校DXスタートアップ事業」を新規に実施し、デジタル教材の活用等による個別最適な学びの充実に取り組みます。また、「あおもりっ子育みプラン21事業」を拡充し、小・中学校全学年を対象にきめ細かな学習指導や生活指導のための学級編制を国に先駆けて実施します。

2 こどもたちが地域の中で学び育つ環境づくり

「地域と学校とのパートナーシップ強化事業」を継続し、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。また、「部活動改革の推進」を拡充し、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化活動の機会の確保と公立中学校の休日の部活動の地域移行に向けての市町村への支援を行います。

3 こどもたちの安全・安心な居場所づくり

「いじめ防止対策関連事業」や「不登校児童生徒支援関連事業」を継続し、誰一人取り残されず、安心して学ぶことのできる体制づくりに取り組みます。また、「チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業」を新規に実施し、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学びの支援を行います。

○ こどもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進

・ 教職員の働き方のアップデート

「公立学校における教育改革支援事業」を新規に実施し、学校における働き方改革を推進します。また、「外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業」を拡充し、教職員の業務を支援するスクールサポートスタッフを全小・中学校に配置します。

○ スポーツの振興と文化財の保存・活用

・ スポーツを通じた健康づくり・競技力の向上

「競技力強化事業」を拡充し、青の煌めきあおもり国民スポーツ大会に向けた選手強化事業を支援します。

・ かけがえのない文化財の保存・活用

「記録で紡ぐ！無形民俗文化財継承推進事業」を新規に実施し、保存と継承のための取組を進めるとともに、こどもたちが民俗芸能に親しむ機会を創出します。

各学校においては、全教職員の共通理解のもと、地域や学校の実態に即した教育実践を進めるようお願いいたします。併せて、子ども一人一人の「生きる力」の育成を図るとともに今日的な教育課題に対応していくために、教職員自らが自覚と課題意識をもち、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」、「青森県教職員研修計画」を基に、それぞれのキャリアステージに応じて資質の向上に努めるようお願いいたします。

三八教育事務所といたしましても、「青森県教育施策の方針」、「学校教育指導の方針と重点」、「社会教育行政の方針と重点」などを踏まえ、「三八の教育」の一層の改善・充実を図ったところであり、管内各市町村教育委員会、関係諸機関、教育界の先達の方々には、本冊子を積極的に御活用いただくとともに、三八の教育の推進に当たって、これまで同様に御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、
夢や志の実現に向け、知、徳、体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ
を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

II 青森県教育委員会当初予算の概要（ポイント）

- 地域とともに学び育つあおもりの教育の推進
 - 1 こどもたちの学びのアップデート
 - 2 こどもたちが地域の中で学び育つ環境づくり
 - 3 こどもたちの安全・安心な居場所づくり
- こどもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進
 - ・ 教職員の働き方のアップデート
- スポーツの振興と文化財の保存・活用
 - ・ スポーツを通じた健康づくり・競技力の向上
 - ・ かけがえのない文化財の保存・活用

令和6年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、健やかに成長することができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和6年度 社会教育行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障がい者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

令和6年度 体育・健康スポーツ行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

令和6年度文化財保護行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ 文化財の調査や記録作成の実施

ウ 国や県の文化財指定等の推進

エ 文化財の保存・修理等の支援

オ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示・調査研究・教育普及活動の充実と情報発信

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信

ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と出土品等の保存・活用の充実及び情報発信